

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Oceanic States in Modern History : Used to be the Same : Western Samoa and American Samoa in Modern History

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 真鳥 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003519

近くて遠い隣人たち

——近代史の中の西サモアとアメリカ領サモア——

山 本 真 鳥*

はじめに	Ⅲ 経済格差と移民
I 分離の歴史	Ⅳ 儀礼の変容
Ⅱ 植民地支配と首長制・土地所有	おわりに

はじめに

西サモア¹⁾とアメリカ領サモアは、ハワイ諸島とニュージーランドを結ぶ線上のニュージーランド寄りに位置するサモア諸島の、それぞれ西部、東部に相当する。もともと諸島全体は同じ文化・言語・社会組織を分け合うひとつのホモジーニアスな社会であったが、19世紀の植民地化の過程で列強により東西に分割された。サモア諸島は、いずれの島も大小の違いこそあれ火山島で、似たような生態系をもつ。村落は沿岸近くに位置し、その後背部の斜面に沿って焼畑の耕地が広がっている。さらにその上部斜面は、未開拓の原始林となっている。儀礼の細部などに慣習上の相違がまったくないわけではないが、ほぼ同じような村落構造、親族組織が存在し、通婚は全域で行われていた。方言も存在していなかったという。

このような諸島群が東西に分断され、互いに異なる近代を経験した結果、様々に生じている相違がどのようなものを観察するのは、大変興味深い。いずれももともと同じものだったはずなのに、そこに大きな相違が生じてきている「伝統」も多い。それらは、まぎれもなくサモア社会が変容しうるいくつかの可能な道筋のなかにあるはずだ。サモアの慣習の変容を形成する変数はいったい何なのかを考察するとき、そ

* 法政大学経済学部

Key Words : Western Samoa, American Samoa, colonial history, land tenure, chieftainship, migration, social change

キーワード: 西サモア, アメリカ領サモア, 植民地史, 土地所有, 首長制, 移民, 社会変化

のような対比は大きな意味をもつであろう。この論文で、植民地化によって分断された二つの隣接する社会を比較するのは、まさにその近代史の中での変容のヴァリエーションを検討するためである。

しかし、東西サモアが提供してくれるのは、文化や社会の変容の過程だけではない。今日英語がほぼ全世界に通用しているのは、一大植民地帝国として世界に君臨したイギリスと世界の政治経済に最大の影響力を保持するアメリカ合衆国の存在によるものであるが、この英語圏と米語圏は東西サモアの間でも境を接しているのである。双方は同じ言語を用いながら生活文化・生活様式においても大きな差異をもっている。また一方が民主主義的に運営されつつも王や貴族制を維持して伝統を重んじる国柄であるのに対し、片や徹底的に人民による民主主義や人間の平等性を重視するという違いもある。東西サモアは、世界を大きく分ける2つの異なる勢力にそれぞれしたがっており、逆にいうならば、太平洋の小さな諸島の内にもイギリスとアメリカは角つきあわせているのである。

もうひとつ東西サモアを分ける大きな問題は、戦後生じた世界的な労働力移動であろう。アメリカ合衆国の一部であるアメリカ領サモアは、合衆国太平洋系移民の取り込み口²⁾ともいえる存在となっており、太平洋諸島内の地政治学上、大変特殊かつ重要な地点となっているのである。このような存在としての意義を帯びたアメリカ領サモアと国境線で区切られる西サモアとの間には、単に文化変容の問題としては語れない政治経済学的因子に始まる差異が生じているのである。

以上の問題意識からこの小論は始まっている。東西サモアについてはそれぞれのモノグラフや論文が多い一方で、これまで対比的に論じられることは少なかった³⁾。東西サモアのそれぞれの近代史についてはもっとずっと詳細な論文が書けるはずだろうが、ここではその個別の近代史ではなく、対比を通じて見えてくる問題を集中的に扱う。また、紙面の都合や現段階での筆者の力量の問題から、詳細な史料批判を行うよりは問題点を相関的に抽出することに主眼を置いている。個々の論点について詳細に証拠を挙げて論ずるという作業にやや欠ける嫌いはあるだろうが、この問題をいわば鳥瞰図的にできるだけ明快に描くつもりである。

I 分離の歴史

サモア (Samoa)⁴⁾ 諸島が西欧世界に最初に知られるようになったのは La Perouse の航海で、1787年ツツイラ (Tutuila) 島に近寄った帆船から上陸した船員にサモア

山本 近くて遠い隣人たち

人たちが攻撃をしかけ、12人が死傷したために、その後しばらくの間西欧の航海者たちはここを避けて航行した (Turner 1986 (1861): 3-4)。サモア諸島の本格的な西欧との接触は、1830年に London Missionary Society (以下 LMS と記述) の John Williams が伝道のためにタヒチより来島したことに始まる。Williams は運の良いことに、大首長 Malietoa と出会い、キリスト教化の約束を得た。その後の1832年、二度目にタヒチ人教師らを伴って来島して、本格的な宣教活動が開始された。彼の報告 (Williams 1838) が多少粉飾されたものであることは近年明らかにされつつある (Moyle 1984: 13-16) が、いずれにせよ、サモアのキリスト教化は概ね成功したといえてよい。

当時、サモア諸島の首長間の勢力分割は以下のようであった。サモア諸島で最も人口が多く、勢力争いの中心であったのはウポル (Upolu) 島である。ここは、西部のアアナ (A'ana)、中部のツアマサガ (Tuamasaga)、東部のアツア (Atua) と三つの首長国に分かれ、それぞれに Tuia'ana, Malietoa, Tuiatua の各大首長が君臨していた。サヴァイイ (Savai'i) 島は、古くから三つの首長国に分かれていたが、Williams がサモアに来訪した頃には、様々な姻戚関係を通じて Malietoa の勢力圏に組み込まれつつあった (Davidson 1967: 33; Gilson 1970: 52-54)。

一方、東のツツイラ島はウポル島の東側アツア首長国の傘下、すなわち Tuiatua の勢力圏であり、長い間辺境の地であった。そこは実質的にはウポル島での勢力争いに敗れた首長の逃げ場であり、また戦いで捕虜となった首長の流刑地でもあった。さらに東のマヌア諸島にはたいそう古い格式をもつ Tuimanu'a という大首長が君臨していた。この首長称号名は、ウポル島の格式高い首長称号名の起源神話ともかかわる由緒ある称号名であり、かつサモア諸島全体に君臨する大首長として、全諸島への覇権を主張していたが、ウポル島の首長たちにより称号名の格式は認識されていたものの、覇権そのものは実体がなく、名目的なものに過ぎなかった⁵⁾。

このような首長間の勢力分割の下にウポル島ツアマサガの北岸中央部で発達したアピア港などを中心に白人入植者は続々と増え、19世紀後半、特に1870年代ともなると、彼らを媒介として列強はこの諸島の植民地化を試みるようになった。それら列強とは、世界の植民地化にやや遅れをとったドイツ、太平洋での勢力を増強する意図をもったイギリス、さらに太平洋への軍事力の進出を図る合衆国の3国であった。

一方この頃、Tuia'ana と Tuiatua の両称号に併せ、Malietoa 系の主として儀礼的な称号である Tamasoali'i と Gatoaitete を加えた全4称号を手にもめたものが tafa'ifā (王) としてサモアを支配できるという伝承 (Krämer 1958) に基づく首長

間の覇権争いが、ウポル島を中心に激しさを増していた。この首長位争奪戦の主役は **Malietoa, Tamasese, Mata'afa** のそれぞれの称号保持者たちであった。この熾烈な争いは、ここを領有しようとする列強国との様々な連携や反目の中で進行し、度々列強の介入を招いた。それぞれの首長がいずれかの列強国を恃みとして首長国間の争いが同時進行したのである。国際関係の縮図がサモア諸島の中にも存在していた。

1889年のベルリン条約において、3国は互いにサモア人首長の勢力を尊重することで合意した。しかし結局1898年の首長間の戦いにイギリスとアメリカが軍事介入し、ついに1899年にはベルリン条約の合意を反故にして列強間でこの問題に決着をつけることとなる。すなわち、植民地開発を目的としたドイツは、西のウポル島、サヴァイイ島などを含む諸島群を領有し、軍港を欲しがっていた合衆国は、天然の良港と呼ばれるパゴパゴ (Pagopago) 湾をもつつイラ島とその東のマヌア諸島を含む東サモアを領有する。また、勢力拡大を図るイギリスは、トンガ王国と保護領とし、その隣のニウエ島及びブーゲンヴィル島を除くソロモン諸島を領有することをドイツが黙認すること、その他東アフリカの利権に関する取り決めを条件にサモア諸島からは手を引くこととなった (Gilson 1970: 432; Kennedy 1974: 238-239)。

こうしてサモア諸島は列強により東西に分断されることとなった。この分断に関して、西サモアの首長たちは苦々しく思っていたであろうが、つつイラ島の首長たちは歓迎した。なぜなら、これまでウポル島東側のアナ王国の支配下にあった彼らは、これでその支配から脱することになるからである。一方、マヌア諸島側のサモア諸島全体への覇権の主張は、諸島の他の部分からは否定されており、現実にはほとんど意味のないものであった。合衆国政府はまずつつイラ島の首長たちとの条約に調印して1900年に海軍による軍政を開始したが、マヌアに代表団を送って条約に署名を求めたのは1904年のことであった。

一方の西サモアでドイツ統治が開始されるのは1900年である。植民地争奪に後れをとったドイツは、ここでプランテーション経営を行う目的をもってしたが、その事業を担うヨハン=ゴドフロイ商会は既に1857年にここに進出して活動を開始し、1860年代には事業を軌道にのせていた。やがてココヤシ・プランテーションばかりか、綿の栽培も手広く行うようになっていた。

ドイツの初代総督は **Solf** であったが、彼はサモア人首長たちによる合議機関を支配下に置こうと試みたために、これに抵抗する首長たちの反目を招き、これはマウ (Mau: 異議申し立て) と呼ばれる運動に発展する。結局植民地政府は、1909年に反対派首長たちを捕縛してサイパン島へと島流しにし、これに決着をつけたのである

(Davidson 1967: 87; 1970: 297)。

第一次大戦の開始した1914年、防備の手薄だった太平洋地域のドイツ植民地は、ミクロネシアを日本軍が、ニューギニアをオーストラリア軍が、西サモアをニュージーランド軍が瞬く間に占領した。西サモアはやがて戦後の国際連盟の委任統治領としてニュージーランドに統治が委ねられることとなった。それに先立つ軍政下において、検疫の不手際からスペイン風邪が西サモアに侵入し、この疫病のために8,500人、すなわち人口の22パーセントもの人命が失われることとなった。やがてニュージーランドの統治は民政に移行するが、サモアの政治リーダーたちは外国政府の統治の必要性を理解できず、またニュージーランド政府は海外領土の統治に不慣れであったために、この両者の間にはしばしば摩擦が生じた。

1923年にここに総督として赴任した Richardson は、様々な改革をもたらそうという善意の持ち主であったが、その意図はサモア人リーダーたちの要望とは多くの場合食い違い、1920年代に再びマウ運動は再燃する。このときは単に首長層のみならず、アピアを中心として、西サモアの経済を動かす白人入植者やそのサモア人妻との間に生まれた混血 (*afakasi*=half caste) たちからなる白人コミュニティをも巻き込んだ大きな不服従運動に発展する。マウまたはサモア同盟は、サモア人の手になる政府を形成することを目指し、自分たちで法律を作ったり、プランテーション作りをしたり、罰金をとるなどの政治活動を行った。植民地政府は集会の参加者を逮捕したり、白人リーダーを国外追放したりしたが、運動はなかなか沈静しなかった。1929年には、マウ運動家たちがアピアでデモを行ったが、この静かな行進の隊列に警官隊が発砲するという事件が生じ、ここでサモア人たちは有力首長のひとり Tupua Tamasese Lealofi III を失うこととなる。白人コミュニティのリーダー O. F. Nelson は国外追放のままニュージーランドに滞在して西サモアの状況を国際世論に訴え、また西サモアのマウ運動を支える新聞『サモアの守護神』を発行し続けた。トップリーダーたちを失いながらも西サモアのマウ運動は、その後5年間、納税を行わずプランテーションの労働を拒否する不服従運動を継続したのである。植民地政府とサモア人の関係は硬直したままであったが、やがて1936年にニュージーランドで政権をとった労働党内閣が西サモアの独立を将来的には認める方針をたて、マウ活動家の追放を解除したために、ようやく不服従運動は沈静化した (Davidson 1967: 146-149; Field 1984: 215)。

その後第二次大戦を経て、1949年によりやく独立準備が開始される。憲法起草委員会が1954年に発足し、1960年には最終原案がまとまり、翌年国際連合の監督の下に国民投票が行われ、1962年に独立を達成した。サモアでは首長間に格の差がありながら、

すべての称号の頂点に立つ首長が存在しなかったために、政体をどのように構成するかは大きな課題であったが、4大首長が要職を分け合う形でこれを解決した。象徴的な国家元首の地位に、Malietoa Tanumafili II と Tupua Tamasese Meaole の両首長が共同、かつ終身として就いた⁶⁾。また Mata'afa Faumuinā Fiamē Mulinu'ū II が首相に、Tuimaleali'ifano Suatipatipa が副首相となった。

選挙制度は憲法起草委員会でも問題の焦点であった。サモアの社会システムでは、村の中で一定の土地を占有する親族集団（*'āiga*）⁷⁾ が数個の首長称号をコントロールしており、その称号をもつ各世帯の家長が村の首長会議（*fono*）に出席し、様々な村の意志決定に参加する制度となっていた。また、いくつかの村の集まる地方にも、村の中での有力称号の保持者が出席する会議があり、そこでも関連する意志決定がなされるのであった。サモア人リーダーにとって、この制度はきわめて民主的であり、一方、21歳以上のすべての国民が等しく投票する普通選挙はサモアの伝統的政治思想の枠組では認められないものであった。首長称号保持者の中から議員を選ぶ選挙制度は既に植民地統治時代に発足しており、サモア人リーダーたちは、世帯員が家長という代表者を選ぶことを根拠に、この制度の存続を望んだ。結局、この「サモア式民主主義」は国連でも認められたのである⁸⁾。

もうひとつの問題は、西欧系（その多くは混血）の市民の存在であった。彼らの中には、欧米諸国の国籍を有するものもいたし、また西サモア内での西欧系地位をもつ人々もいた。彼らの市民権やまた首長位をもつ可能性の低い彼らの選挙権をどうするかは大きな問題の焦点となった。結局彼らは西サモア市民権が与えられ（もちろん他の市民権を選択してこれを放棄することも可）⁹⁾、また植民地時代に発足していた議会にもっていた別立ての個人選挙権¹⁰⁾を認める一方で、人口比に対応して平等となるように、かつての議会に占めていた5名の代表権は2名に削られることとなった（Davidson 1967: 376-378）¹¹⁾。しかし、独立を機にそれぞれに国籍をもつ国へと移住していく人々もいた。

さて、一方のアメリカ領サモアは、1900年に海軍軍政が敷かれ、1911年には正式にアメリカ領サモアの名の下にアメリカ合衆国の非統合海外領土（Unincorporated Territory）となった。パゴパゴには海軍の基地が置かれ、その基地の総司令官がアメリカ領サモアの知事も兼任した（Gray 1980 (1960): 107-108）。第一次大戦後、西サモアにマウ運動が起こった頃、同時にアメリカ領サモアでもマウ運動が生じたが、西サモアの場合のように大きな運動となることはなかった。もともとパゴパゴの首長たちは西サモアほどに格が高くなかったので、それだけ主権を主張するのに引け目が

あったのであろうか。アメリカ領サモアの西サモアと比較しての植民地統治の特徴は次節で触れるとしよう。

アメリカ領サモアはもともと平地がごく少なく、耕地面積に限りがあるため、自給自足経済には限界があった。海軍基地の存在はその意味では現地の人々にとって大きな現金収入の機会をもたらした。基地での軍属としての雇用や、そこまでいかずとも軍に関係した賃労働の機会も多かった。男性にとってはサモア人だけで編成された防備隊 (*fitafita*) の仕事、また女性にとっては新しくできた病院での看護婦の仕事は、あこがれであったに違いない。太平洋戦争の中でサモア諸島は戦地から遠かったが、防備のために基地は増員され、西サモアでは飛行場の建設が進行した。ツツイラ島のなかでもパゴパゴは、基地の町として現金経済化が進行していた。

このような基地に依存した経済に破綻が起きるのは、第二次大戦後の1951年に合衆国政府がもはやパゴパゴ湾の基地は役割を終了したものと見なし、ハワイのパール・ハーバーに基地を移転した時点である。この移転をきっかけとして、アメリカ領サモアからハワイや合衆国本土への移民の流れが形成され(Ⅲ節に詳述)、またアメリカの陸海軍へと志願する若者が増加していった。

1960年になると、それまでの6年間の準備期間を終えて、アメリカ領サモアにも憲法が制定される。しかし、相変わらず知事が連邦政府の任命であったことは、この社会にいまだ自治の能力を認めていない中央政府の認識を示していた。基地の移転後、経済開発からとり残されていたアメリカ領サモアであるが、1961年には、様々な障害を取り除いて開発を行うために、連邦議会から特別予算を得て、大規模な開発が開始された。道路、港湾や、病院などの公共施設の建設、電気・下水の設置、空港・ホテル等の観光施設の開発、魚類缶詰工場の誘致等々が行われた。1978年には知事公選がようやく開始され、1988年より、連邦下院に投票権をもたない代表を送っている。

西サモアが南太平洋初の独立を達成したのに対し、アメリカ領サモアは未だ独立してはいない。アメリカ領サモアの独立について、公の場で議論されることはほとんどない。また西サモアの側から統一の話題が出ることもたまにあるが、あまり実現性のある話として議論されることもない。アメリカ領サモアのリーダーたちは、むしろ合衆国の制度的枠組の中での地位向上に目を向けている。合衆国国民ではなく市民としての地位の獲得¹²⁾や、さまざまなアメリカ国内で適用となっている社会保障制度の適用、准州や州への昇格といった課題に大いに興味をもっているといつてよい(Faleomavaega 1995)。

II 植民地支配と首長制・土地所有

植民地分割に先立つ1889年のベルリン条約において、列強国はサモア人の土地保護を政策に謳うと同時に、サモアで頻発していた土地問題を処理する土地問題委員会の設置を定めた。

まず、サモア人が自給自足経済を継続するために必要な土地を確保するために、以後の土地取引を禁止した。しかし一方で、土地問題は列強国市民である入植者にとっても大きな問題であった。もともと土地私有の観念が希薄だったこの地域での取引は、缶詰やタバコなどと引き代えに土地をとりあげられたサモア人がある一方で、その土地に権限のないサモア人にそうしたものをだまし取られたケースも数多く、二重三重に売買することもあった。これらの土地問題は多くの係争を生み、国際問題も引き起こしていたのである。ベルリン条約により設置された土地問題委員会では、白人入植者の土地所有をすべて検討して、正当と認められるものみに登記を認可した。このとき、提出された書類に記載されてある土地の総面積は、何とサモアの全面積の2倍にもなった (Davidson 1967: 64)。土地問題委員会は、土地が権限をもつサモア人によって売却されたものかどうか、また土地が既に十分活用されているかどうか、を厳密に調べた結果、入植者の所有する土地として登記が認められたのは、全土のわずか8パーセントにあたる面積の土地だけであった (Gilson 1970: 410-411)。

現在の西サモアの土地所有は、この国際的政策を反映して、いわゆる伝統的土地所有が国土の81パーセントを占める。この土地は、まだ未開墾の土地 (いずれかの村に帰属) を除いて、原則的には各親族集団に帰属している。親族集団はそれぞれ宅地・耕地を有し、親族集団の下で生活する各世帯はこれらの土地の使用権を分け合って暮らしているのである。一方、これ以外は、11パーセントが国有地、4パーセントほどが半官半民の農業公社の所有であり、売買可能な土地はわずか4パーセントのみとなっている (Western Samoa, Government 1987: 31-32)。

西サモアの集落はほぼ例外なく沿岸に位置し、その後背部が耕地となっているが、村の土地の大半は未開拓地であった。慣習により、村の一員である限り、村所有の未開拓地を首長会議の許可を得て開墾した者は、その土地を所有することができる (Mead 1969 (1930): 72)。この慣習によりかつて、人口増加の著しい親族集団の若者たちは開墾して土地不足を補い、その土地を子孫に残すことができた。一人の人間が開墾できる面積というのはしれているから、そのようにして人口増加にあわせ耕地は

わずかつつ増えていくようになっていた。またいったん開墾してもあまりに長く休耕が続くと次第に所有者は忘れられてしまうこともあったに違いない。この方法でできた開墾地は親族集団全体に所属するのではなく、特定個人に所属するが、長い目で見ると、その個人の子孫に受け継がれていくうちに最終的には親族集団内の特定の分枝に属すものとなり、やがてそのような分枝が独立の親族集団になっていくこともあった。

しかし、近年この伝統的制度は多分に変容にさらされている。S. W. Tiffany が、親族集団の労働力を動員して広大な村有地を開拓してココア・プランテーションを作り上げた企業家の存在を報告したのは1970年代である (Tiffany, S.W. 1975) が、同様の手法を使って広大な私有地をものとする企業家は西サモアのあちこちに出現している。彼らは親族集団のリーダーとなるべき高い位の首長名を獲得して親族集団の労働力を動員することもあるし、また最近では労働力に対価を支払う方法で解決するケースもしばしば見られる。最近西サモアの土地及び土壌調査を行った Ward は、この開墾が耕地を増やすというよりはむしろ個人の所有地を増やす目的で近年大量に行われるようになり、焼畑が野放図に作られた結果として西サモアの土壌が劣化する傾向にあると警鐘を鳴らしている (Ward 1995: 86-92)¹³⁾。

さて、いわゆる私有地のカテゴリーにある土地の相続はどのようになっているだろうか。これら私有地はかつて西欧系とされる人々により主に相続されてきたが、現在ではそれらの人々も混血してその親族関係はサモア系とさして違いはない。またサモア系の人々も財産さえあれば私有地¹⁴⁾を入手することが珍しくなくなってきた。私有地といってもこれらの土地は所有者の子孫によって共同所有されるケースが増えている。近年、乱開発された「伝統的」所有地にしても、いずれは開発者の子孫に共同所有される傾向が強いと考えられる。

一方、土地保有の中心である親族集団のリーダーシップは、集団に固有の首長称号名を授与された者がとる。出自を父母双方に辿ることのできるサモアで、親族集団は、保有する土地に住む成員のほかにそこから婚出した人の子孫も外部成員として親族集団に関わることができ、また場合によってはそこにやってきて住むことも可能である¹⁵⁾。親族集団内でこの首長称号名の授受は慣習により行われているものの、長子継承といった一義的なルールがなく、新しい称号保持者が必要になるその都度、親族集団の内部成員も外部成員も共に集う集会によって全員の賛同を得て選出されなければならない。この首長称号の継承においては、しばしば親族集団内の争いごとともなり、高位称号の場合には、二派に分かれてそれぞれが異なる継承者を指示し、多くの人々

が巻き込まれて争うということも見られた。

植民地政府はいち早く、継承に介入して秩序を維持するために、1903年に土地称号委員会(Land and Titles Commission)を設けた。土地所有の問題でもめごとが起こったとき、また、親族集団内で称号名の継承者を決めることができないとき、当事者の一人の訴えにより裁判を行った。またそれと共に、西サモアの首長称号すべてについて登録を行うこととした¹⁶⁾。称号の継承については、親族集団がふさわしい者を選び出すと、伝統に則った称号就任式を行い、それを土地称号委員会に届け出、委員会はそれを官報に掲載し、人々の間に異議がないのを確かめると、その継承を登録するのである。

この土地称号委員会は、ニュージーランド統治となってもやはり受け継がれ、1937年には土地称号裁判所(Land and Titles Court)となった。これはさらに、独立後の西サモア政府にも引き継がれている(Tiffany, S. W. 1974: 37-38)。この委員会や裁判所の裁判の原則は、慣習に則ったものとなっていたために、Schultz や Marsack など長官を務めた人のなかには、サモア慣習法についての研究を執筆した人もいる¹⁷⁾。これら著作の大きな目的は、裁判のガイドラインを形成することであった。

サモアの首長システムにおいて特徴的なのは、称号名の継承者を1名に限定せず、数名が共同で称号名を継承できることである。もちろん、むやみに同名の称号保持者が増えることは、リーダーシップの関係からも称号名の稀少性という意味で望ましいことではないので、それが野放図に行われていたということではあるまい。しかし、首長称号名の由来する村ではなくよその村においても、称号名保持者が *monotaga* といって一定の財や食料の分配を行って、その村の首長会議(*fono*)への参加を認めてもらうという制度があり、これを通じて称号名がよその村にも足がかりを作り枝分かれしていくということがしばしば行われていた。多くの村に同名の称号が分散している状況はこの制度を通じて拡散した証左と考えられる。また、様々な理由で、同じ村のなかで高位首長称号名が親族集団の分枝毎に複数存在していることもしばしばある。この分枝の形成は様々な状況から、近年生じたものではないと推定できる場合も多い。こうした称号名の複数化は称号分割ないしは称号分裂(title-splitting)と呼ばれているが、ニュージーランド統治下の土地称号裁判所は、親族集団内での合意のある限りこれを認める方針で処理をした(Marsack 1961: 6)。またこれは、いったん減少して2万人程度まで落ち込んでいた人口が、ニュージーランド統治開始の頃から増加に転じ、現在では16万人にまで及ぶようになったのであるから、ニュージーランド政府は人口増加に対する一定数の首長を確保する方法とも考えていたかもしれな

い。

一方、西サモア議会が形成されて以来、その選挙制度の大枠は独立後も維持されたわけだが、それは、称号保持者のみが称号の属す選挙区において立候補し、それに称号保持者のみが投票するという制度であった。既に独立以前から、この制度を楯にとって親族集団内で多くの称号を授与して投票者を増やしてその親族集団出身の候補者を当選させようという動きが存在していたが (Marsack 1961: 6)、この動きは独立後ますます強まることになる (Tiffany, S. W. 1975: 95)¹⁸⁾。本来なら称号保持者として相応しいとは考えられていなかったような年若い男女や、果ては子どもまでが、称号授与の対象となった。その際に必要となる膨大な称号の数は称号分割を行うことによって確保されたのである。こうなると、その制度に則って得票を増やした候補者に対抗するには、同じ方法を用いるしかない。称号を増やす傾向は、西サモアのあちこちに飛び火のように広がっていった。また、単に選挙対策ばかりでなく、称号の増加が一定の傾向となると、親族集団内の分枝間の称号保持者数のバランスをとるためにもますます分割が盛んに行われるようになった (山本 1989a: 321; Yamamoto 1994: 190)。

称号分割を促進した要因はさらに、称号保持者間の役割分化にもあるだろう。親族集団のもともとの村で土地を守り親族集団の名誉を守る称号保持者は必ず必要であるが、それ以外にも、親族集団の名誉を守るために、頻繁に行われる儀礼交換の場で立派な交換を行うためには現金が確保されねばならず、その現金供給源としてアピア市でビジネスをしたり賃金を稼いだりする親族集団メンバー、またニュージーランド、アメリカ領サモア、合衆国などで働いて送金をしてくるメンバーが必要である。これらの人々の親族集団への貢献に報いるための称号名の授与は近年頻繁に行われ、これが称号分割の原因のひとつとなっているのである (Yamamoto 1994: 192-193; 山本 1996: 143-145)。

独立後30年近くたった1990年、称号分割が選挙制度により生じているという議会調査委員会報告 (Western Samoa, Parliament 1979) に基づき、西サモアでは国民投票により憲法が改正され、21歳以上の市民すべてに選挙権を与える普通選挙の制度が採用されることとなった。本来は首長称号保持者の権威を保護する政策として採用された特別な選挙制度が、称号分割のあまりの激しさに、今度は首長システムをその選挙制度から守る目的で廃止されたのである。

一方のアメリカ領サモアの場合、統治の特徴は西サモアと比較してどのようだったか。土地制度の場合、アメリカ領サモアの土地開発を行う圧力は西サモアに比べてずっ

と低かったためか、ベルリン条約による土地所有権の裁定がおりた段階では、95パーセント前後の伝統的土地（アメリカ領サモアの場合、共有地と呼ばれる）が存在していた（Keesing 1934: 266）。しかし、W. W. Tiffanyによれば、高等裁判所（the High Court：西サモアの土地称号裁判所に当たる役割も果たしている）が伝統的土地にも個人所有を認める方針をもっていたために、土地所有の個人化が進行しているという。個人の権利を守るという理念はいかにもアメリカ的であったが、取得時効（adverse possession）という土地所有の既得権の認知は既にベルリン条約下の土地問題委員会の方針¹⁹でもあり、この理念に基づけば、土地を実際に利用している個人に有利に働くことになる（Tiffany, W. W. 1979; 1981）。1986年までの土地登記の現状を見る限りでは、厳密な意味での親族集団の共有地は現在89パーセントほどに減ってきており、登記上私有地の他に個人所有地というカテゴリーが存在しているのである²⁰。

しかし一方、本来自給自足経済に限界のあるアメリカ領サモアでは、とりわけ近年の賃金生活者や本土での勤務を引退して帰郷する人々の宅地としての需要ののびが著しい。アメリカ領サモアの場合、新しい土地を開墾してその所有権が個人に帰属することを登記する制度は上記のように早くから活用されていた。アメリカ領サモアではさらに、この土地が個人に帰属する場合、個人の裁量で他人に譲渡することが実質的に行われている。未開拓の村の共有地がその村に帰属する個人によって開発され、全くの他人に譲渡されるケースは、近年宅地の需要に伴い急増している。特に、空港に近いタフナ村では、こうしたかたちでの宅地の増加が著しく、アメリカ領サモアの土地問題を研究した Stover は、この実態を報告している（Stover 1990）。

合衆国政府のサモア社会に対するスタンスは、王や貴族を未だ温存しているイギリスのかつての植民地ニュージーランドのそれと比べた時に興味深いものがある。もともと植民地経営に積極的ではなかった合衆国の植民地統治は、原則を欠いたアド・ホックな政策により行われ、また統治に関わる役人も一流とは言い難かった、と McFerson は述べている（McFerson 1997: 112）。このアンビヴァレントな植民地統治に対する態度は、人種問題を抱えたアメリカ国内の統治政策とも深く関わっているのである。

サモア社会固有の首長制を、合衆国政府は自らの政治理念となじまないものと見なすと同時に、社会進化的思考に立ち、サモアの社会システムを遅れていると考えていたようである。そもそも貴族制のようなシステムをもたず、あるいはそれを乗り越えて、原理的には万民平等の立場を貫く合衆国の理念と、サモア人の社会制度は水と油であった。そのためニュージーランドが考えたような間接統治の仲介者として首長称

号保持者を利用するのに合衆国政府は抵抗があった。また一方で、西欧人や混血サモア人がこの制度を悪用することにも用心していた。合衆国国内の人種カテゴリーでは、黒人と白人の混血はあくまでも黒人であり、中間層を作ることはなかったが、合衆国の植民地統治においても混血を仲介者として使うことはしなかった (McFerson 1997: 114)。民主主義を政治的発展の最後の成果として位置づける合衆国政府は、サモア人のメンタリティを鑑みてその現在の制度を消極的に認めつつ、やがてはサモア人が民主制という「より発展した」政治制度に移行するよう望んでいたと思われる。合衆国政府の作った土地称号裁判所は、称号分割を認めておらず、その主目的は現状維持であったが、また同時におそらくは称号保持者の増加を望ましいものとは考えなかったのかもしれない。また制度の現状維持のため、現地に居住しているかどうかを厳しくチェックし²¹⁾、さらに称号保持者はサモア人の血を3分の4以上²²⁾もつものとした。このようにして、この制度がより活性化するのを避け、また同時に白人による悪用を避けたのである。

現在のアメリカ領サモアの首長制は、首長称号の稀少性が守られているという意味においては、西サモアの首長制よりも伝統に沿ったものである。ツツイラ島がかつてアツア地方の一部として Tuiatua の支配下にあったために、アメリカ領サモアの首長称号名は西サモアの側からはあまり高い地位にあるものとは見なされていないが、アメリカ領サモア内での称号名の稀少性は守られ、その位階構造はきちんと序列化がされている。また、西サモアの称号名をもつ人々は、様々な人々が集う場面でそれなりに称号名保持者である客人としての扱いを受けるものの、アメリカ領サモアの全域で、称号名の原籍である村以外で *monotaga* を行って称号の権威を認めることが、東西いずれの称号名に関しても行われていないゆえに、その構造はますます確立されたものとなっている。

しかし一方で、海外での称号保持を厳しく規制しているために、合衆国のアメリカ領サモア人移民コミュニティでは儀礼を行うときに必要となる首長称号保持者を恒常的に欠くことになり、そのためきわめてインフォーマルな形で首長称号保持者が存在している。彼らは、本国の親族のなかに正式の称号保持者をもちながら、その代理人として移民社会で首長の役割を果たす。それは、移民社会のなかでの暗黙の了解に基づく地位であり、本国の土地称号裁判所とは関係のないものとなっている。正式の称号名就任式を行わないまま、移民コミュニティの名士として、様々な機会にその出身親族集団の最高位首長称号名で挨拶され、その名で呼ばれているのである。これは、あたかも西サモア系移民に関して称号分割により海外での称号保持がたやすくなっ

て、移民社会での称号保持者として儀礼等において必要な活動をこなしているのと実質的には同等の機能を果たしているといえよう²³⁾。

アメリカ領サモアの称号は、ある時点での構造を守り、新しい称号の増加²⁴⁾を行っていないため、稀少性を守るという点でその権威は西サモアと比べて大層高く保たれている。また、称号の権威をその称号の属する地域を離れても認める制度をサポートしないため、権威の高い称号名を数多く分割している西サモアの称号名保持者に対しては防御網を張っていることになる。つまり、アメリカ領サモア内での称号名の構造を守る仕組みができてあがっているのである。その権威は、もっぱらアメリカ領サモア上院の選挙には有効である。上院は、選挙権は21歳以上のすべての市民がもっているが、被選挙権は首長称号名保持者に限定されている²⁵⁾。そこでは、地域で高位の称号名保持者が選出される傾向が高く、また高位の称号名保持者が閣僚の多くを占める傾向がある。また、儀礼における称号名の格式も、かなりの程度守られているように見受けられる。

しかし、その一方で、地縁組織、すなわち首長会議 (*fono*)²⁶⁾ の活動については、見るべきものがないのが現状である。筆者は、会議が開催されるという話を聞き、会場に言ってみたが、結局集まる人数が極端に少なかったために散会となってしまった。その他の村々でも、あまり首長会議が開催された様子はなく、地縁共同体としての村を維持するための首長会議はもはやほとんど機能していないと考えた方がよいようである。ちなみに、西サモアではしばしば首長会議が村の成員に課す、祈禱時間の外出禁止令や服装・身なりに関する規則といったものは、アメリカ領サモアではついぞ聞くことがなかった。結局称号名の権威は村の日常生活そのものからはやや乖離しているといえよう。

Ⅲ 経済格差と移民

西サモアもアメリカ領サモアも、第二次大戦後に海外移民が急増した。

西サモアからの移民は、まず戦後宗主国ニュージーランドへの出稼ぎ労働が盛んに行われることで始まった。主として年若い男性、また後には女性も盛んに出稼ぎに出かけた。ニュージーランドでは戦後になってようやく工業化が始まり、マオリ人がそれまで居住していた地方の村々から都市へと移住して、そうした工場の労働者になっていったのと同じ時期に相当する。マオリ人だけで足りない労働力は、トケラウ、ノウエ、クック諸島、トンガ、そして西サモアなどから充当された。

当初出稼ぎが主であった西サモアからの移民も、やがて出稼ぎから定住へと向かう人々が出て、移民コミュニティが形成されていくと、初めから永住の地としてニュージーランドに入国する西サモア人が増加していく。ニュージーランドで家庭をもち、共稼ぎを続けながら子育てをして生活が安定した夫婦は、故郷の年若い弟妹や甥姪に仕事を見つけて呼び寄せ、家に下宿させて面倒をみることも多かった。独身の男女は、両親への送金に励み、既婚者はもはや自分たちは思うままに送金できないが、その送金する若い人たちをサポートする、というパターンができあがった。

しかし、ニュージーランド経済の不調によりやがて労働力も過剰となり、独立国となった西サモアやトンガからの移民には割り当て制度ができ、やがて割り当てもなくなって、現在は親族呼び寄せしか可能ではない。以前に比べ出稼ぎや移民は難しい状況になってきている。しかし、既に移民コミュニティが成立している以上、出稼ぎや移民を水際で完全に阻止するのは難しい。既に永住権を得たり、ニュージーランド市民となったサモア人は、故郷の年老いた両親や独身の弟妹や甥姪を呼び寄せるなどしたし、またそれら家族形成期にある移民たちの自然増加もあり、サモア人人口は国勢調査の度に着実に増加している。1991年国勢調査では86,000人であったが、1996年調査に際しては112,000人を数えている (New Zealand, Statistics 1998: 9-10)。現在では割り当てもなく、家族呼び寄せも大変難しい状況にあるが、それでも移民コミュニティは拡大してきている。

出稼ぎで得た収入は、故郷へと送金したり、また帰国するときに携えていったりした。故郷では次第に市場経済が浸透していく時期で、また教会の建て替え工事や西洋式住居の建築などにその稼ぎの多くが投じられた。現在では出稼ぎというよりも移民の送金であるが、これも西サモアの外貨獲得という意味では、輸出をはるかに凌駕しているのが現実である (Yamamoto 1994: 181)。サモア移民の送金は月々着実に送るというよりは、故郷で何か物いりがあったり、クリスマスなどの行事にともなうものがほとんどであるようだ。特に、故郷の親族集団で大きな儀礼交換が必要となったときに、その現金部分を移民の送金でまかなうというかたちが一般化している。

アメリカ領サモアで移民の発端となるのは、海軍の移転である。戦後、戦略上パゴパゴの軍港としての役割は終了したということで、1951年には海軍がパゴパゴを撤収し、ハワイのパール・ハーバーに移転した。この移転にともない、127人のサモア人兵士と軍属、その家族257人がパールハーバーに移動した (Born 1968: 456)。この時点で、アメリカ領サモアの軍政は終了し、統治は内務省の管轄となった。このアメリカ領サモア人の大量移民は、さしたる産業もなく、また耕地の都合上自給自足経済に

戻ることままならなかったこの地に、いっぺんで移住熱をもたらすこととなった。この次の年には、958人のサモア人がホノルルへと渡った。この中に含まれていたのは、先に移住したサモア人の家族と新たに入隊する若者、さらに先に移住した親類縁者をスポンサーとする出稼ぎ者や移民たちだった (Born 1968: 456)。こうして、アメリカ領サモアから本土への移民の恒常的な流れが生じた。多くの若者たちは、大した就職口のないこの島を離れ、アメリカ本土へ働きにいった。アメリカ領サモアではますます自給自足のための労働力を欠くこととなり、送金に依存した経済が続いた。さらに親族のつてを辿って、西サモアから合衆国に移住する人も少ない数ではなかった。

約10年ほどの「忘れられた年月」を過ごした後、アメリカ領サモアは再び脚光を浴び、連邦政府による経済インフラの整備や、大資本の缶詰工場の設置などの大型経済開発が始動する。これはケネディ時代に始まる太平洋政策の見直しに伴うものだった。

缶詰工場は、遠洋漁業とともに始まったが、アメリカ領サモア人は後者の仕事には慣れず、漁業の仕事は海外からの出稼ぎ労働力に頼った。初めは日本本土の日本人が、やがて沖縄の日本人、そして台湾や韓国の漁船員がこの仕事に就いた。アメリカ領サモア人に期待されたのは、缶詰工場での工程であったが、実はこの仕事ですらも結局本土の賃金の方が高いので、アメリカ領サモアの若者を惹きつけるには至らなかった。したがって、缶詰工場の労働力として、西サモアやトンガからの移民労働者の雇用が多くを占めた。缶詰工場の賃金は、合衆国の最低賃金があてはまるものではないが、やはり領土内であるために、合衆国の賃金に準じるものとなっている。したがって、合衆国の国民²⁷⁾であるアメリカ領サモア人は、自由に行ける合衆国本土で働くことを好み、またそれが比較的簡単に実現するが、合衆国に自由に入出入りするのできないアメリカ領サモア近隣の諸国 (西サモア、トンガなど) の人間から見れば、その賃金は極めて魅力的といえる²⁸⁾。

このようにして、アメリカ領サモア人がどんどん合衆国に移住していくために労働力不足となっているニッチに、西サモアやトンガからの労働者が入り込んでいく傾向が恒常的に続いている。缶詰工場や建設現場がこうした労働者の主たる仕事場である。また、数は限られるが政府部内などで若干必要としている専門職にも西サモア人が食い込んでいる。とりわけ、西サモア人にとってみれば、親族・姻族などの縁者が住み、言語・文化に隔たりの少ないアメリカ領サモアは理想的な移住地域といってよい。

仕事さえあれば労働ビザも降りやすい一方で、しかし、外国人が永住権をとるまでには20年の継続した居住が必要なので、多くの外国人は定期的にビザ更新が必要であ

る。このように不安定な身分が改善されるのは、アメリカ領サモア人との結婚である。また、アメリカ領サモアに親族集団²⁹⁾が存在しない場合は、これが土地を手に入れるきっかけでもあるし、これにより合衆国に移民することも容易となる。また、4年間の合衆国内居住を経過して市民権を得ると、さらに西サモアからの親族呼び寄せも可能となる。合衆国内のサモア人は、1990年国勢調査で63,000人を数える (Barringer, Gardner & Levin 1993: 274) が、1980年国勢調査でのアメリカ領サモア生まれの住民に対する西サモア生まれの住民の比率がおおよそ3対4である (Barringer, Gardner & Levin 1993: 286) ことから考えると、この経路での移民が相当数あることを示唆している。

しかし、このような権利上の差は、ある種の差別意識を生じさせている。アメリカ領サモア人は、西サモア人とのつき合いのなかに常に利用されているのではないかという猜疑心を持ち込まざるを得ないし、また西サモア人は常に相手に見下されているという意識を払拭できない。とりわけ、アメリカ領サモア警察での西サモア人やトンガ人に対する対応については、現地でも差別的であるという指摘がある (Pacific Island Monthly 1993 July: 18-21)。

宗主国の違いから、近代化や借用文化、経済実績などに開きがでてきているが、それに加えてこれら差別意識の存在はまた、さらに両サモアを互いに異質化していく大きな要因である。合衆国のサモア人は、アメリカ領サモア人と西サモア人との双方で、通婚もあり、つき合いもありながら、どちらかを主体としたコミュニティに別れて行動する傾向がある³⁰⁾。

移民の送金が大きな影響をもつことについては上で述べているが、この送金と逆向きの流れとして、サモアの貴重財であるイエ・トガ (*'ie tōga*: 細編みゴザ) が海外に流出していることについては、かつて報告した通りである (Yamamoto 1997: 74-75)。この傾向は特に、西サモアについて顕著に現れている。とりわけ最近作成された粗悪なゴザに関しては著しい数量であるが、それ以上に骨董品的な古い由緒ある細編みゴザが現在では数多く海外に存在していることにも注目しておく必要がある。

また、称号名にしても、海外移民の多くが西サモアの村々から称号名を授与されていることは注目に値する。それがまた、儀礼交換に多額の現金を送金した移民の親族に対して、親族集団に対する貢献を認めるものとして、故郷の親族にはサモア文化の文脈にそったものなのである。しかし海外移民に称号授与ができるのは、それぞれの親族集団内で大量の称号分割を行っているからで、西サモアの土地称号裁判所で称号

分割を一定の限度をもって認めるという方針があつたということもできる。この称号名の分割は単に、西サモア出身者ばかりでなく、アメリカ領サモアの親族に対しても行われている。アメリカ領サモア人が直属する親族集団の事情から、称号の取得が難しい時、西サモアに縁故をたどって称号をもらうこともしばしばある。これらの称号名の授与は、アメリカ領サモアの村の首長会議等への参加は望めないが、称号名保持者として一定の敬意を受けることができる。

一方、アメリカ領サモアの場合、土地称号裁判所が、海外での称号保持も認めず、また称号分割も概ね承認しないという方針があるので、海外への称号名の流出は驚くほど少なく、親族集団を代表するような称号名は例外なく海外には存在していない。しかし、儀礼その他でコミュニティでは称号名保持者を必要としているので、インフォーマルな称号名保持者が存在していることについては、前節で述べた通りである。

IV 儀礼の変容

儀礼交換 (*fa'alavelave*) は、サモアの社会・政治・経済生活の上できわめて重要なものである。現在サモア人は文化の客体化の中で、サモア人とはファサモア (*fa'asamoa*: サモアの慣習, ここでは儀礼交換を指す), を行う者であると定義することすらある。ときに、海外移民で儀礼交換に熱心でないサモア人を非難して、「サモア人でない!」と怒りをあらわにすることもあるほどだ。

儀礼交換が行われるのは、

第1群, 結婚 (*fa'aipoipoga*) とそれにまつわる儀礼群

第2群, 称号就任式 (*saofa'i*) と葬式 (*lagi, maliu*)

第3群, 家屋落成式 (*umusāga*) と教会落成式 (*fa'aulufalega*)

の各儀礼群で、これらの儀礼に伴い大量の交換財——男財 (*'oloa*) と女財 (*tōga*) の交換が行われる。この交換は、第2群と第3群にあつては、儀礼や建物の建築に関わる地縁組織の儀礼首長たちや大工の棟梁に交換財の贈与が必要となる。儀礼の主催者である親族集団はこの儀礼において大量の交換財が必要となるが、それを助けるために、主催の親族集団に姻戚関係をもつ多数の親族集団が財を持ち寄り、さらにそれに対する返礼として、持ち寄った財の幾割か (多くは60パーセント程度) を主催親族集団が贈り返す。これを目指して大量の財のやりとりがなされるので、これら儀礼はあたかも儀礼交換が交換の中心であるという印象をもたらすほどに派手なものやりとりとなる。また、儀礼交換のための儀礼交換となっている1群は、縁組によって結

山本 近くて遠い隣人たち

びつくふたつの親族集団が以後の儀礼交換で協力関係を結ぶ「契約」の儀礼ともいえるもので、双方の親族集団に関わる多くの親族集団を巻き込んで行われるのである(山本・山本 1996: 153-174)。

これらは今日日常的に両サモアや海外移民コミュニティで観察できる儀礼の様態であるが、これらがかつてより存在していたもともとの儀礼の形式であるかどうかは疑わしい。こうした大量の儀礼財の交換を誰にも可能にしているものとして、現金の存在が重要であることは、既に指摘したとおりである(山本・山本 1996: 97-99)。また、主たる女財である細編みゴザの近年の生産が粗悪化していることは重要である(Yamamoto 1990: 86-88; 山本 1996: 146-147)。かつてすべての女性が細編みゴザの生産に従事したとしても、1枚数カ月から1年が費やされたものが、現在では3日ないし1週間で生産されることを考えると、今日出回っている細編みゴザの数量がかつてとは比べものにならないことは明らかである。

また、かつて儀礼の格式は首長称号の格式に大きく関わり、また親族集団内でも首長称号をもたない人や身分の低い人について、念入りの儀礼が行われたとは考えにくい。ミードの観察したマヌア諸島の事例をみても、身分の低い者の儀礼はごく簡素であることが伺える(Mead 1996 (1930): 96)。*tāupou* (「村の王女」称号)や *mānaia* (「村の王子」称号)の結婚式が多くの人々の関心を集め、処女確認の儀式(*fa'amāseiau*)を含めて盛大に行われるのに対して、身分の低い者の結婚には盛大な儀礼が伴うことはない。

かつて、*tulāfale* (儀礼を司る首長)の称号就任式で、細編みゴザを配るということはなかったが、今日では配る親族集団も多い。過去においては、格式の低い首長称号保持者が格の高い首長の前で交換財を派手にとりかわす儀礼を行うことははばかられた。またそれだけの交換財を集めるネットワークは、首長称号名の格に依存していたので、実質的にそれは難しかった。しかし、今日では移民親族からの送金を背景として、現金を多く使うことができるかどうか、交換する財の量と大きく関わっている。この傾向は、現金のあるところでの儀礼の規模が大変に大きいことでも裏付けられよう。

一体にアメリカ領サモアでの儀礼交換の規模はすさまじい(Yamamoto 1997: 70)。移民も含めたサモア人の中で平均的収入がもっとも多い合衆国内に居住するアメリカ領サモア人の中で、相当大がかりな儀礼交換が営まれることもあるが、合衆国内に居住するアメリカ領サモア人が高位称号名を保持することは考えられないので、やはりアメリカ領サモアの儀礼規模には劣る。またニュージーランドでもアメリカ領サモア

と比べるとその規模は劣るが、西サモアの一一般的な儀礼交換よりは大きな規模となっている。ただし、こちらも高位称号保持者については、ニュージーランドで亡くなった遺体を本国まで移送して葬式が営まれたり、後にニュージーランドに葬られた遺体を儀礼を行って本国に埋め直すこともある。称号就任式については正式なものは称号の属す本国の村で行うのを常としているので、これは移民社会では大した規模ではない。

儀礼交換の規模に平行して、儀礼内容の変容も大きい。アメリカ領サモアの儀礼では、西サモアには見られないようないくつもの事項があるが、それは一言でいって儀礼のショーアップととりわけその中で強調される親族集団の交換である。

儀礼のショーアップの側面にはラウド・スピーカーの使用、大きな儀礼のテレビ放映、儀礼の主演のお色直しともいうべき着替え、等々がある。その中で大きく演出されるのは、親族集団の儀礼に対する貢献である。一例をあげてみよう。

1993年に行われたアメリカ領サモアのある高位首長の称号就任式で大きくクローズアップされていたのは、外部親族集団の貢献である。この就任式の主演は、父親の親族集団の村の最高位称号に就任した。儀礼は父親の親族集団を主催者として行われた。そこに就任者の母親の親族集団、就任者の妻の父親の親族集団、妻の母親の親族集団がそれぞれにチャーターしたバスや小型トラック等々で大量の細編みゴザを携えてやってきた。訪問者となる親族集団は、それぞれに山積みにした細編みゴザを主催親族集団と交換する。その次第は、ラウドスピーカーのアナウンスにより村中の知るところとなる。訪問者の各親族集団からはそれぞれさらに就任者とその妻のお揃いの生地のできた衣装——就任者には *lavalava* (腰巻き) と妻にはタウポウ用の短いワンピース³¹⁾ ——がプレゼントされ、新しい衣装に着替えてその都度踊りを一曲踊るのである。

そのあと、振る舞いの食事等々があり、称号就任者にとっての初めてのカヴァ儀礼が催される。カヴァを作るために、*tāupou* と *mānaia* の扮装をした年若い男女（女性は称号就任者の娘、男性はその親族）が登場し、女性がカヴァを作り男性がそれを配る。

一部始終を録画していたサモア公共放送の職員は、最後に新しく首長位を継承した男性とその妻にインタビューを行った。このような催しに呼ばれて録画を行い、編集して放映することはしばしばあるとのことだった。

この儀礼の一部始終を観察して、かつて筆者が西サモアで観察した称号就任式と比較して著しく異なる部分は、親族交換が全面に出ていることである。西サモアでも称

号就任式で親族交換が重要であることに変わりはないが、それはあくまでも本来の儀礼に必要な財を集めるためのものである。西サモアではそれは、いわば儀礼の陰の部分として儀礼に先立って親族のみの見守る中で行われる。それが、アメリカ領サモアでは儀礼の主な前段として位置づけられ、大勢の見守る中で4つの親族集団がそれぞれに競い合うかたちで交換がなされるというのは大変印象的であった。

また、称号就任者の妻が就任者とともにいわばペアの形でクローズアップされることは西サモアではなかった。確かに夫が称号を継承することは妻にとっては大きな出来事であるが、妻は表舞台ではなく裏方に徹するのが西サモアのやり方である。同時に、*tāupou* と *mānaia* がともにペアを作って儀礼に関わるというのは、兄弟姉妹間の忌避関係の強い伝統的サモアの思考のうちには見だし難い儀礼のスタイルである。また、西サモアでもサモア社会の過去を記述するかつての文献でも大変重視されているカヴァ儀礼でのツラファレの演説は、ここでは形式も踏まずところどころ冗談の入るもので、そこに厳粛さを感じることはできなかった。アメリカ領サモアの儀礼がこのようにサモアの慣習を換骨奪胎してショーアップを図る新しい「伝統の創生」を行っていることは実に興味深いものがある。そのようなショーアップはそれなりの要請があって行われていることであろう。しかしそれはまた、アメリカ領サモアでの儀礼の伝承者が確実に減少していることをも同時に意味しているのである。

おわりに

こうして西サモアとアメリカ領サモアの社会と文化を概観してみると、様々なことがわかってくる。一言でいえば、双方ともに同じ社会組織と文化を共有していたことを考えると、異なる宗主国をもったという両国の歴史がいかに大きな意義を生成しているかということが理解できるのではあるまいか。

まず、そのような異なる植民地化の歴史から生じる社会経済的落差ということが強調されるだろう。先進諸国の中でも決して条件がよいとはいいかねるニュージーランドを宗主国とした西サモアは、独立を経て後、ニュージーランドとの関係も維持しつつ、隣のアメリカ領サモアとの特別な関係を利用して合衆国移民やアメリカ領サモアそのものへの移民の可能性を模索しつつある。一方のアメリカ領サモアはニュージーランド在住のサモア人がほとんど西サモア出身者であるのに比べ、合衆国在住のサモア人の半分が西サモア出身であるのはそうした事情である。

そのような社会経済的な背景は両者の出会いに必然的に影を落としている。アメリ

カ領サモア人は、利用されるのではないかと疑心暗鬼になる一方で、差別されているという実感を西サモア人はもたざるを得ない。西サモア人にとっては伝統文化を保持しているという意識が誇りであるが、それさえもアメリカ領サモア人は、儀礼の際に何かと慣習を盾にとって財を手元に集めて帰る西サモア人を連想してしまう。何のかんのいっても、彼らの目的は金だろう、というわけだ。だから互いが他方の親族に出会ったとき、表面ではにこやかにしていても、心からうち解けることは難しいように思える。

また、アメリカ領サモアの親族の土地の片隅に許可を得て住んだり、親族全員が合衆国本土へと移民してしまったあとの留守宅を守る西サモア人もいる。二級親族・二級市民として甘んじているのが実体といえよう。差別が日常化しているのは主にアメリカ領サモアの場合である。

この経済格差を、双方のサモアを統一して解消しようという動きはない。双方のサモアの統一が議論されることはあっても、あまり双方ともにまじめに取り組む意志があるとは思えないのである。

これは、アメリカ領サモア人にとってまず利益のある話ではない。独立すべきであると考えの人がいないわけではないが、現在受けている恩恵すべてを捨ててまで独立するメリットがあるとまじめに考える政治家はいない。むしろ、合衆国内でのさらなる地位向上を志向している。現在は未統合属領 (unincorporated territory) であるが、さらに州に昇格するとか、そこまできなくても準州になるとかの可能性を模索しているというのが正しい。

では、西サモア人はそのようなアメリカ領サモアの動きを許し難いと考えているだろうか。実はアメリカ領サモア人にとって西サモアと統合するのはメリットがないのと同様に、西サモア人にとっても統合は歓迎できない。何となれば、統合によってアメリカ領サモアが合衆国と縁を切るのは、アメリカ領サモア人が現在享受している合衆国国民の地位を捨てることであり、それは同時に西サモアの親族にも多大の可能性を切り捨てることを意味するからである。分割していることに両国の存在様式は依存するようになっているのである。そして、分割された双方は、各々を反転した鏡像として認識し、互いの差異を意識するようになってきている。

第二に、それぞれの旧宗主国との関係が大きく社会変容・文化変容と結びついていることである。借用文化に関して宗主国の影響は大きい。例えば、教育制度は双方ともに宗主国の教育制度をそのまま移入したものである³²⁾。西サモアの生徒は、お揃いのラヴァラヴァやスカートを制服としてまとい、ラグビー、クリケットを好む。対す

るアメリカ領サモアの生徒はジーンズにバックパックで登校し、アメリカン・フットボールに興じる。英語も西サモアではニュージーランド訛りの英国英語であるし、アメリカ領サモアでは完璧にアメリカ英語である。役人の態度も、かたや紳士淑女的英国風でありながら、もう一方はフランクな親しみやすさがにじみ出る。放送を聞いてもその違いは明瞭である。またスーパーに並ぶ輸入品をみても、その違いが明らかである。

しかし、第三点は、第二点の論点の応用を否定するものである。そうした表層の社会文化的変容を離れて、宗主国の植民地統治がもたらした影響をみると、その過程はそれほど単純ではない。

首長制度をむしろ植民地経営に利するものとして、一時はそれと全く対立しながらも、時代時代に応じて対応していったニュージーランド統治は、最終的にはシステムに様々な変更をもたらした。西欧近代とサモアの伝統文化の間に折り合いをつけようとした努力を、混乱をもたらした害毒としてみる (Meleiseā 1987) か、それとも現代世界システムへの適応 (山本: 1989: 327; Yamamoto 1994: 195-196) を導いたと考えるかは難しい分かれ目である。その反面、アメリカ領サモアでの合衆国政府がサモア固有の政治システムを合衆国の理念と対立するものとして、できるだけ適用範囲を狭め、活用を避ける方向で統治したことは、逆に硬直して現代に適応していない首長の位階制度のある部分を温存する結果となったと筆者自身は考えている。そのような宗主国側の意図に従ったとは必ずしもいえない形でそれぞれの首長制が存在していることは、大変興味深い。そしてまた、アメリカ領サモアの「硬直した」首長制は、アメリカ領サモアの政治経済的利点に立って、伝統的にはより位階の高い西サモアの首長制からの独立を守ろうという試みを含んでいるだろう。歴史過程の絡み合いは複雑な様相を呈しており、それを順次解きはぐさないと理解は難しい。

植民地行政の意図にも関わらず、一定のサモア的変容が東西サモアで観察できることは第四の指摘である。土地所有が、私有地・伝統的所有地に関わらず、最初の所有者の子孫の共同財産として認識される傾向が高いことは両サモアの実質的な運用において認識が可能であろう。また、首長称号の分割ないし分裂も、非公式の形でアメリカ領サモア系の移民コミュニティで顕著に見られることを考えると、これも両サモアに共通する傾向であるといえよう。親族集団ないし親族集団の分枝のリーダーとして、首長はいつも必要なものとなっている。しかし、移民コミュニティで首長が必要なのはもっぱら儀礼のコンテクストである。今日親族集団の存在意義は、かつての自給自足経済のもとでの誰もが土地権を保有する必要性から離れ、とりわけ儀礼交換に集約

されるものとなってきている。その儀礼交換からして、本来の首長位の権威を認識するための政治的な意義というよりは、親族間の関係を強調するものとしての性格を強めてきているといえよう。

謝 辞

この論文のもととなった調査は、1978年6月～79年9月、80年2月、8月、81年5月～9月、85年7月～9月に行われ、またその他に、84年から98年までの間に1カ月以内の短期調査を7回行っている。これらの研究を助成してくれた米国東西文化センター、放送文化財団、トヨタ財団、新渡戸フェローシップ、文部省科学研究費海外学術調査助成金に感謝を捧げたい。また、常に筆者を励まし、調査を助けてくれたサモアの友人たちにも感謝したい。

注

- 1) 1997年8月に国名を従来の西サモアからサモアと改称した。しかし、文化や言語としてのサモア、諸島名としてのサモアと紛らわしいので、ここでは従来の西サモアの名称で呼ぶこととする。
- 2) 南太平洋から合衆国を目指す西サモア人、トンガ人はこのルートである。一方合衆国市民権を自動的に取得できるミクロネシア人についてはこの限りではない。
- 3) F. M. Keesing の *Modern Samoa* (1934) は、この時点における双方の統治のあり方の違いと分離後の変容の経緯について詳細な記述・分析を行っている。しかし、彼のような努力はその後見あたらない。筆者は、「もうひとつの東西分離——南太平洋の東西サモア」というエッセイで、東西サモアの相違について論じたことがある (山本 1989b)。
- 4) 以下、サモア語は、イタリック体のローマ字表記を用い、地名はカタカナ書きで初出の箇所には () とともにローマ字表記を付して綴りを示し、称号名を含むサモア人・西欧人の名前は、ローマ字表記を用いている。
- 5) このあたりの口頭伝承については、Krämer 1994 (1902); Herman 1979; Stuebel 1976 (1897) 等を参照のこと。
- 6) 程なく Tamasese が亡くなったために、Malietoa 1人が現在この地位にある。ただし当初の終身元首が2名とも死亡した後に、元首は5年の任期となり、再選を妨げないが、その都度国会で行われる選挙により、元首を定めることとなっている。
- 7) 土地保有集団。土地とそれの管理者兼名目的所有者となる複数の称号名を保有する。父系的な偏りを持ち、父方母方ともに迎えることができる重複の帰属を許す集団である。しかし、主に居住が集団へのアクティヴな参加のメルクマルとなるので、居住して土地や集団の維持にもっぱら関わるメンバーがいて、その外側に潜在的に権利を持ち集団の儀礼や称号就任等の意志決定に参加する外部メンバーがいる。
- 8) このサモア式選挙に理解を示した Davidson や Keesing 夫妻は各々サモアの政治システムを援護する本を書いている (Davidson 1967; Keesing and Keesing 1973 (1956))。
- 9) 現在では、西サモア政府は二重国籍を認めるようになっている。
- 10) 21歳以上の西欧系市民は、彼らの中で立候補する者に投票することで、代表者を選出していた。
- 11) この間の議論は、1954年、1960年の憲法起草委員会で議論されている (Western Samoa 1954, 1960)。
- 12) 国民 (national) は合衆国パスポートが支給され、合衆国内を自由に行き来することができる。市民 (citizen) と異なる点は大統領選挙に投票する権利をもたないことである。本土

- に移住して4年を経過すると市民権を取得することができるが、ほとんどの本土在住アメリカ領サモア人は市民権を取得していない。市民権取得に、一般のアメリカ領サモア人はあまり関心をもたないが、似たような属領のプエルト・リコ人やグアム人が出生時から市民権を与えられているので、この差別撤廃は、政治家にしてみると大きな政治課題ではある。
- 13) これとは若干異なる伝統的土地の個人所有化を論じているのは、O'Meara である。彼は、西サモアのいくつかの村の土地利用者のリストから割り出して、土地の個人所有が増加し、一般的になっていることを論証している (O'Meara 1995)。ただし、筆者にはその調査方法と議論は若干強引かつ単純に思える。サモアの土地所有は、親族集団——これ自体も重層化している——の長である原理的所有者 (*matai*) と利用者の間で重層化しており、それらの力関係の中で長期的には土地所有が揺れ動いている。土地所有の個人化が進行していると思われる状態も、次世代になると、個人の所有者の子どもたちの共有となっている場合もしばしば見受けられる。また、いったん個人所有のごとくに扱われた土地も、世代が変わったときに親族集団の土地に帰されてしまうこともあるのである。この点については、個人所有の登記から売買という形まで認められているアメリカ領サモアの場合 (後述) とは少々事情が異なる。
 - 14) ただし、近年サモア系サモア人が取引に参入するようになった私有地は通常、首都圏やその近郊の宅地である。
 - 15) 人々は自分の住む親族集団のほかにもいくつも住むことのできる親族集団と関わりをもって生きることになる。このような成員権に重複を許す緩い集団構成の親族システムはポリネシアにはしばしば見られるものである。
 - 16) 土地に関して登記ならびに測量を扱ったのは、土地測量部 (Department of Land and Survey) であった。
 - 17) Schultz 1911, 1949, 1950a, 1950b; Marsack 1961 等々。
 - 18) 過去の選挙結果をみると、Tiffany の報告の選挙区ほどではないが、他と比較して著しく選挙人の増加している選挙区が数カ所存在している。
 - 19) ベルリン条約下の土地問題委員会では、その土地を既に10年以上現実に使用しているということが地権者の条件のひとつとされていた。取得時効とは、法的に権利をもつ所有者が不明の場合、現実の取得者を一定以上の年限を越えて取得しているときに、その取得者を法的所有者とするという概念である。
 - 20) この計算に用いたのは、American Samoa, Government 1991: 94 の土地所有登記統計である。現在共有地も含めた登記は土地全体の14パーセントしかなされていないが、登記されていない土地は全て伝統的所有 (共有) であるとみなした。いずれの形態にせよ、登記の資格は、サモア人の血を二分の一以上もつものとされる。
 - 21) 居住に関しては、人々からの訴えがあれば裁判を行って検討する。これは、西サモアにも同様の規制があるが、西サモアの場合、人々からの訴えがないのは、称号分割が進んでいることと関連していると思われる。アメリカ領サモアでは、称号が稀少であるために、在地を離れて海外に1年以上も住むと同じ親族集団の別な分枝から訴えが出るというのが最近の状況らしい。ただし、マヌア諸島の首長たちが主島ツツイラ島に住むことに関しては人々も裁判所も寛容である。
 - 22) この数値は近年2分の1に緩和されている (Tiffany, W.W. 1975: 70)。
 - 23) すなわち、サモア人としての営みを続ける限り、コミュニティの人口比に見合った首長称号名保持者が必要だということである。西サモアの解決は称号分割であり、アメリカ領サモアの解決はインフォーマルな称号名の使用、ということになる。
 - 24) 現実には、かつて存在していなかった称号名の存在を主張することで、新しい称号名が増加するケースが若干存在している。これら称号名は、アイガ内での大家族運営の場面では必要だと人々が認めているような、あまり位の高くない称号名である。
 - 25) 下院の被選挙権は首長称号保持者に限定されていない。
 - 26) 西サモアの首長会議は、絶えず首長間の格の差や関係を確認する儀礼行動であると同時に、重要な議決機関となっている (山本 1984: 162; Yamamoto 1987: 213-214)。
 - 27) 注12参照。
 - 28) ちなみに、1990年のアメリカ領サモアの最低賃金は時給2.37ドルであるが、西サモアでの同じ頃の賃金に比べると、5時間以上の労賃に相当する。
 - 29) 父方母方の双方に親族関係を辿ることができるサモアでは、覚えていた限り双系に辿って

- いって親族集団に所属を主張することができる。西サモアで生まれ育っていても、例えば父の祖母がアメリカ領サモア生まれであれば、アメリカ領サモアに来て、その曾祖母の親族集団に所属することも可能である。
- 30) とりわけ、両サモアでひとつの組織であったサモア会衆派教会 (Congregation Christian Church of Samoa) から、アメリカ領サモア会衆派教会 (Congregation Christian Church of American Samoa) が独立したインパクトは大きい。これで、移民コミュニティに存在していた教会は、どちらの親組織に所属すべきか、という大きな選択を迫られることとなった。
- 31) *tāupou* は、高位首長の「娘」格の称号で、高位首長の親族集団に属す美しい処女が就任するのがふさわしいと考えられていた。かつては、*tāupou* の結婚式には処女であることを確認する儀礼が行われていた。妻が処女でないことは社会的地位上明らかなものであるから、このような扮装は調査者には多少奇異に思えた。また、旧来のサモアのやり方では、夫婦がともに踊るという形式はないはずである。
- 32) 留学制度に関しても同様に宗主国の払う役割は大きい。西サモアの場合、イギリスを頂点とし、オーストラリア・ニュージーランドが次の選択で、その後がフィジーやパプア・ニューギニア等の教育機関となる。合衆国の大学は一般に程度が低いと人々は考えている。一方アメリカ領サモアの場合、人々が一般的に選択するのは合衆国の教育機関である。

文 献

- American Samoa Government, Economic Development Planning Office
1991 *American Samoa Statistical Digest 1991*.
- Barringer, Herbert, Robert W. Gardner and Michael J. Levin
1993 *Asians and Pacific Islanders in the United States. The Population of the United States in the 1980s: A Census Monograph Series*. New York: Russell Sage Foundation.
- Born, Ted Jay
1968 American Samoans in Hawaii: A Short Summary of Migration and Settlement Patterns. *Hawaii Historical Review* July 1968, 455-459.
- Davidson, J. W.
1967 *Samoa mo Samoa/ The Emergence of the Independent State of Western Samoa*. Melbourne: Oxford University Press.
1970 Lauaki Namulau'ulu Mamoe: A Traditionalist in Samoan Politics. In J. W. Davidson and Deryck Scarr (eds) *Pacific Islands Portraits*, pp. 367-399. Wellington: Reed.
- Douglas, Norman and Ngaire Douglas (eds)
1994 *Pacific Islands Yearbook*. (17th Edition)
- Faleomavaega, Eni F. H.
1995 *Navigating the Future: A Samoan Perspective on U.S.-Pacific Relations*. Suva: The Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, The Institute of Pacific.
- Field, Michael J.
1984 *Mau: Samoa's Struggle against New Zealand Oppression*. Wellington: Reed.
- Fox, James W. and Kenneth B. Cumberland (eds)
1962 *Western Samoa: Land, Life and Agriculture in Tropical Polynesia*. Christchurch: Whitcombe & Tombs Ltd.
- Gilson, R.
1970 *Samoa 1830-1900: The Politics of a Multi-cultural Community*. Melbourne: Oxford University Press.
- Gray, John A. C.
1961 *Amerika Samoa: A History of American Samoa and its United States Naval Administration*. Annapolis, Maryland: United States Naval Institute.
- Keesing, F. M.
1934 *Modern Samoa: Its Government and Changing Life*. London: Allen and Unwin.
- Keesing, F. M. and M. M. Keesing
1973(1956) *Elite Communication in Samoa*. New York: Octagon Books. (first published by

- Stanford University Press, Stanford)
- Kennedy, Paul
1974 *The Samoan Tangle; A Study in Anglo-German-American Relations 1978-1900*. New York: Harper & Row Publishers, Inc.
- Krämer, Augustin (translated by Theodore Verhaaren)
1994(1902) *The Samoa Islands: An Outline of a Monograph with Particular Consideration of German Samoa*. vol. 1 (German original: *Die Samoa-Inseln: Entwurf einer Monographie mit besonderer Berücksichtigung Deutsch-Samoas*. Erster Band. Stuttgart: Schweizerbartsche Verlag.)
- Krämer, Augustin (translated by Brother Herman)
1958 *Salamasina*. Mimeographed. (German original: *Salamasina/bilder aus altsamoanischer Kultur und Geschichte*. 1923, Stuttgart.)
- Marsack, C. C.
1961 *Notes on the Practice of the Court and the Principles Adopted in the Hearing of Cases Affecting (1) Samoan Matai Titles and (2) Land Held According to Customs and Usages of Western Samoa*. (Revised) Apia: Government Printer.
- McFerson, Hazel M.
1997 *The Racial Dimension of American Overseas Colonial Policy*. Westport, Conn.: Greenwood Press.
- Meleiseā, Malama
1987 *The Making of Modern Samoa/Traditional Authority and Colonial Administration in the Modern History of Western Samoa*. Suva: IPS, Univ. of South Pacific.
- Moyle, Richard M. (ed.)
1984 *The Samoan Journals of John Williams 1830 and 1832*. Canberra: ANU Press.
- New Zealand, Statistics
1998 *Samoa, People in New Zealand*. Pacific Islands Profiles Series. Wellington: Statistics, New Zealand.
- O'Meara, J. Tim
1995 From Corporate to Individual Land Tenure in Western Samoa. In R. Gerard Ward and Elizabeth Kingdon (eds) *Land, Custom and Practice in the South Pacific*, pp. 109-156. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pacific Island Monthly
1993 Police on Trial. *Pacific Island Monthly* 1993 July, 18-21.
- Schultz, E.
1911 The Most Important Principles of Samoan Family Law and the Laws of Inheritance. *The Journal of the Polynesian Society* 20, 43-50.
1994, 1995a, 1995b Proverbial Expressions of the Samoans (1) (2) (3). *The Journal of the Polynesian Society* 58, 139-184; 59, 35-62, 113-135.
- Stover, Mary Liana
1990 The Individualization of Land in American Samoa (Unpublished PhD Thesis submitted to the University of Hawaii, Department of Anthropology).
- Stuebel, J. B. (translated by Brother Herman)
1976(1897) *Myths and Legends of Samoa*. Wellington: A. H. & A. W. Reed. (German original: *Samoanische Texte*.)
- Tiffany, Sharon W.
1974 The Land and Titles Court and the Regulation of Customary Titles Successions and Removals in Western Samoa. *The Journal of the Polynesian Society* 83(1), 35-57.
1975 Entrepreneurship and political participation in Western Samoa: A case study. *Oceania* 46(2), 85-106.
- Tiffany, Walter W.
1975 High Court Adjudication of Chiefly Titles Succession Disputes in American Samoa. *The Journal of the Polynesian Society* 84(1), 67-92.
1979 High Court Influences on Land Tenure Patterns in American Samoa. *Oceania* 49(4),

- 258-269.
- 1981 Applicability of Western Judicial Concepts to Polynesian Land Disputes: High Court Use of the Adverse Possession Principle in American Samoa. *Oceania* 52(1), 136-153.
- Turner, George
1986(1861) *Samoa: Nineteen Years in Polynesia*. Apia: Commercial Printers Ltd.
- Ward, Gerard
1995 Deforestation in Western Samoa. *Pacific Focus* 36(1), 73-93.
- Western Samoa
1954 *Constitutional Convention 1954*. (Mimeographed)
1960 *Constitutional Convention 1960*. (Mimeographed)
- Western Samoa, Government
1987 *Western Samoa's Sixth Development Plan 1988-1990*. Apia: Department of Economic Development.
- Western Samoa, Parliament
1979 *Parliamentary Paper 1979*, no. 13. Apia: Legislative Department.
n.d. *The Constitution of Western Samoa*. Apia: Legislative Department.
- Williams, John
1838 *A Narrative of Missionary Enterprises in the Islands, Origin, Languages, Traditions, and Usages of the Inhabitants*. London: John Snow.
- 山本真鳥
1984 「ファレアタの地縁組織——サモア社会における称号システムの事例研究」『国立民族学博物館研究報告』9(1), 151-189。
1989a 「都市化の中の首長システム——西サモアにおける首長称号保持者間の役割分化」『国立民族学博物館研究報告別冊』6, 301-329。
1989b 「もう一つの東西分離——南太平洋の東西サモア」『法政通信』1989年12月号, 7-12。
1996 「移民社会とホームランド——サモア移民の経験」青木保他編『岩波講座文化人類学 6 移動の民族誌』pp. 127-147. 東京: 岩波書店。
- Yamamoto, Matori
1987 The Territorial Organization of Faleata: A Case Study of the Title System in Samoan Society. In Iwao Ushijima and Ken'ichi Sudo (eds) *Cultural Uniformity and Diversity in Micronesia*, pp. 205-237. Senri Ethnological Studies 21.
1990 Transformation of Exchange Valuables in Samoa. *Man and Culture in Oceania* 6, 81-98.
1994 Urbanisation of the Chiefly System: Multiplication and Role Differentiation of Titles in Western Samoa. *The Journal of the Polynesian Society* 103(2), 171-202.
1997 Samoan Diaspora and Ceremonial Exchange. In Ken'ichi Sudo and Shuji Yoshida (eds) *Contemporary Migration in Oceania: Diaspora and Network*, pp. 65-76. JCAS Symposium Series 3.
- 山本 泰・山本真鳥
1996 『儀礼としての経済——サモア社会の贈与・権力・セクシュアリティ』東京: 弘文堂。